

青森県私立高等学校等の修学支援制度の概要

高等学校等就学支援金（国）

高等学校等の生徒の**授業料に充てる支援金を支給**し、家庭の経済的負担を軽減する制度です。支援金は学校が代理受領し、授業料と相殺します。

○受給資格(以下の要件を満たすこと)

- 日本国内に住所を有し、高等学校等に在学している生徒
- 保護者等の年収目安額(両親がいる場合は合算した額)が910万円未満程度

○支給額（高等学校全日制的場合（上限額））

年収目安額 590万円未満 **月額33,000円**
年収目安額 590万円以上910万円未満 **月額 9,900円**

※年収目安額が910万円以上の場合、高校生等臨時支援制度により、月額9,900円が支給されます。

【対象】
高等学校
専修・各種

高等学校専攻科修学支援金（国）

専攻科生徒の**授業料に充てる支援金を支給**し、家庭の経済的負担を軽減する制度です。支援金は学校が代理受領し、授業料と相殺します。

○受給資格(以下の要件を満たすこと)

- 日本国内に住所を有し、私立高等学校専攻科に在学している生徒
- 生計維持者（父母）等の年収目安額（父母がいる場合は合算した額）が380万円未満程度である
- R7から多子世帯の授業料に対する支援を所得制限なしで拡充

○支給額（上限額）

年収目安額 270万円未満 **月額35,600円**
年収目安額 270万円～380万円未満 **月額17,800円**
多子世帯 **月額35,600円**

【対象】
専攻科

就学支援費補助金（県）

①授業料補助

高等学校就学支援金又は学び直しへの支援金の受給資格を有する生徒で、保護者等の年収目安額が下記に該当する場合、**高等学校等就学支援金に上乗せして支援**する制度です。補助金は学校が代理受領し授業料と相殺します。

○支援額（高等学校全日制的場合（上限額））

年収目安額 590万円未満 **月額2,000円**
年収目安額 590万円以上710万円未満 **月額9,900円**

②入学金補助

高等学校就学支援金又は学び直しへの支援金の受給資格を有する**新入生**で、保護者等の年収目安額(両親がいる場合は合算した額)が270万円未満程度に該当する場合、**入学金に対して支援**し、家庭の経済的負担を軽減する制度です。

○支援額（上限額） 年額 50,000円

【対象】
高等学校 専修・各種

学び直しへの支援金（国）

高等学校等を**中途退学後、再び私立高等学校等で学び直しをする生徒の授業料の負担を軽減**する制度です。支援金は学校が代理受領し、授業料と相殺します。

○受給資格 高等学校就学支援金と同じ

○支給額（高等学校全日制的場合（上限額））

年収目安額 590万円未満 **月額24,750円**
年収目安額 590万円以上 **月額 9,900円**

【対象】
高等学校
専修・各種

奨学のための給付金（国）

高等学校就学支援金等の受給資格を有する生徒（専攻科を含む）について、**授業料以外の教育費の負担を軽減**するため、高校生等の保護者等に給付金を給付する制度です。

給付金は、原則として保護者等の預金口座に振込みます。
※**新入生に限り年額の1/4分について前倒しで受給することができます。**

○受給資格(以下の要件を満たすこと)

- 基準日(7月1日)において保護者等が青森県内に住所を有している
- 基準日において生活保護法による生業扶助を受けている
又は基準日の属する年度分の保護者等全員の地方税所得割が非課税である
※専攻科生徒は要件が異なります。

○支給額(高等学校全日制的場合)

生活保護世帯 **年額 52,600円**
非課税世帯 **年額 152,000円**

【対象】
高等学校 専攻科 専修・各種

家計急変世帯への支援

保護者等の傷病や自己の責めに帰すべき理由によらない離職など、やむを得ない理由により**家計が急変した場合に、授業料等や教育費に対して支援**を行う制度です。

必要な要件を満たす場合には、指定された様式により申請に必要な書類を作成いただく必要がありますので、各私立学校又は青森県県民活躍推進課までお問い合わせください。

【対象】
中学校 高等学校
専攻科 専修・各種

授業料等への支援

教育費への支援

「専修・各種」…(1)専修学校高等課程、(2)専修学校一般課程及び各種学校のうち、准看護師等の国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの